

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信愛会(以下「法人」という。)の理事長に対し、退任時に在職中の労に報いるための退職慰労金の支給について定めるものである。

(退職慰労金の支給計算)

第2条 退職慰労金の支給計算は次の算式により算出する。

$$\text{退任時の月額基本給} \times \text{年} \cdot \text{月数} \div 12 = \text{退職慰労金額}$$

※月数に端数が生じた場合は1ヶ月とする。

(特別加算)

第3条 法人の発展のため寄与したと認められるときは、あらかじめ理事会の承認を経て特別加算を加えることができる。

(退職慰労金の端数処理)

第4条 退職慰労金支給額の百円単位以下は、千円単位に切り上げる。

(退職慰労金の支給方法)

第5条 退職慰労金の支給方法は、退任月の翌月末日までに支払うこととする。

(遺族の範囲)

第6条 遺族への退職慰労金支給は、法定相続人の代表者に対して支払う。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を経なければならない。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は令和7年7月1日から施行する。